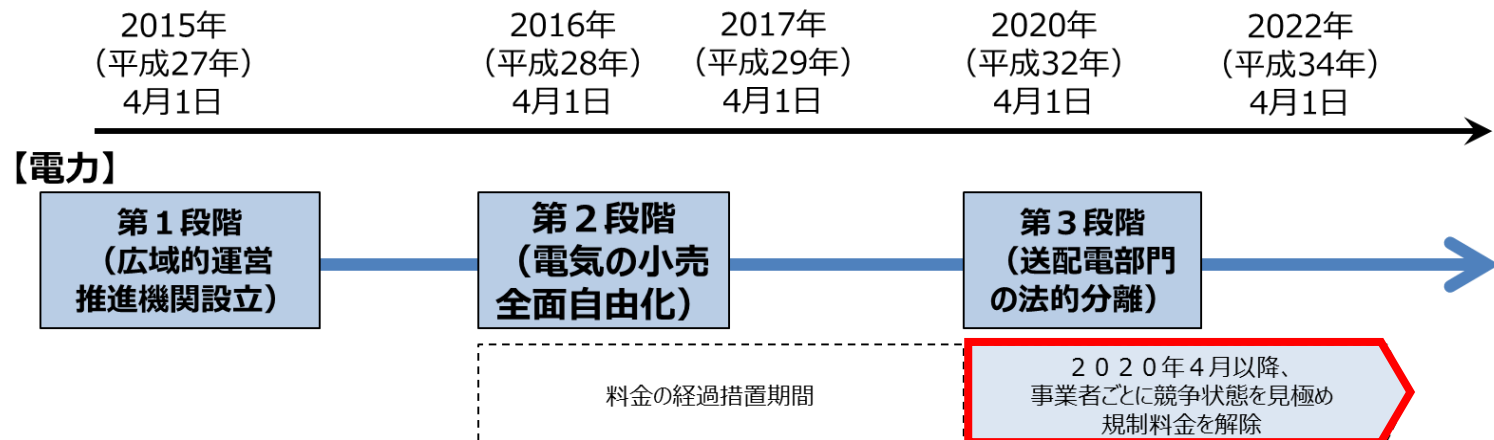


電気料金（特定小売供給に係る料金）の 値上げ認可プロセスについて

令和 5 年 4 月
資源エネルギー庁

1. 経過措置規制料金（特定小売供給に係る料金）について

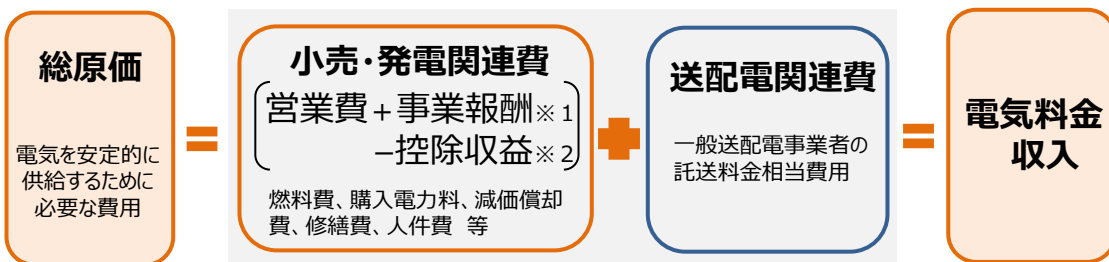
- 2016年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、**低圧需要家向け※の小売規制料金**については**経過措置として、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が自由料金と併存**することとなった。
※沖縄地域は高圧需要家も対象
- 本経過措置は、2020年3月末をもって撤廃され、同年4月以降も、「**電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する供給区域**（指定旧供給区域）に対し、引き続き存続することとされている。
- 2019年7月、**全ての供給区域を指定旧供給区域とし、2020年4月以降も引き続き経過措置を存続**することとされた。



2. 経過措置規制料金と自由料金

- 経過措置規制料金は、最大限の経営効率化を踏まえた上で、「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」と、料金の収入が一致するように設定され、その約款（「特定小売供給約款」）は経済産業大臣による認可が必要。
- 一方で、自由料金は、事業者の裁量で設定される費用に、法令等により算定される費用（託送料金等）を加えて設定されるものであり、認可等の規制はない。

○経過措置料金（規制料金）

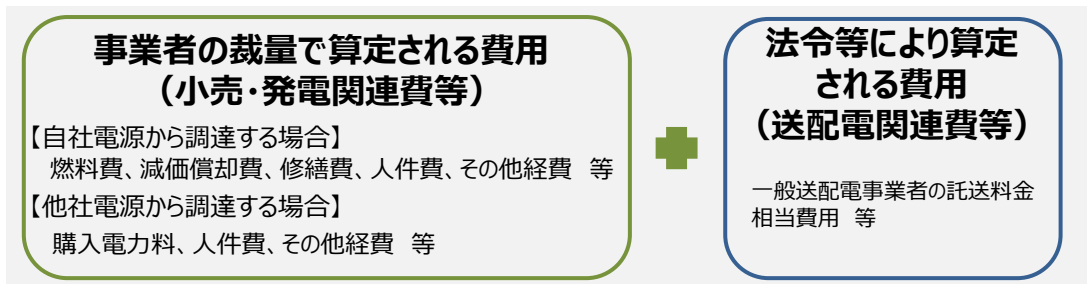


※1 発電所や送電線など電力設備運用のための資金調達によって発生する支払利息や配当等

※2 電気料金以外で得られる収入（他社販売電力料等）

経済産業大臣の
認可が必要

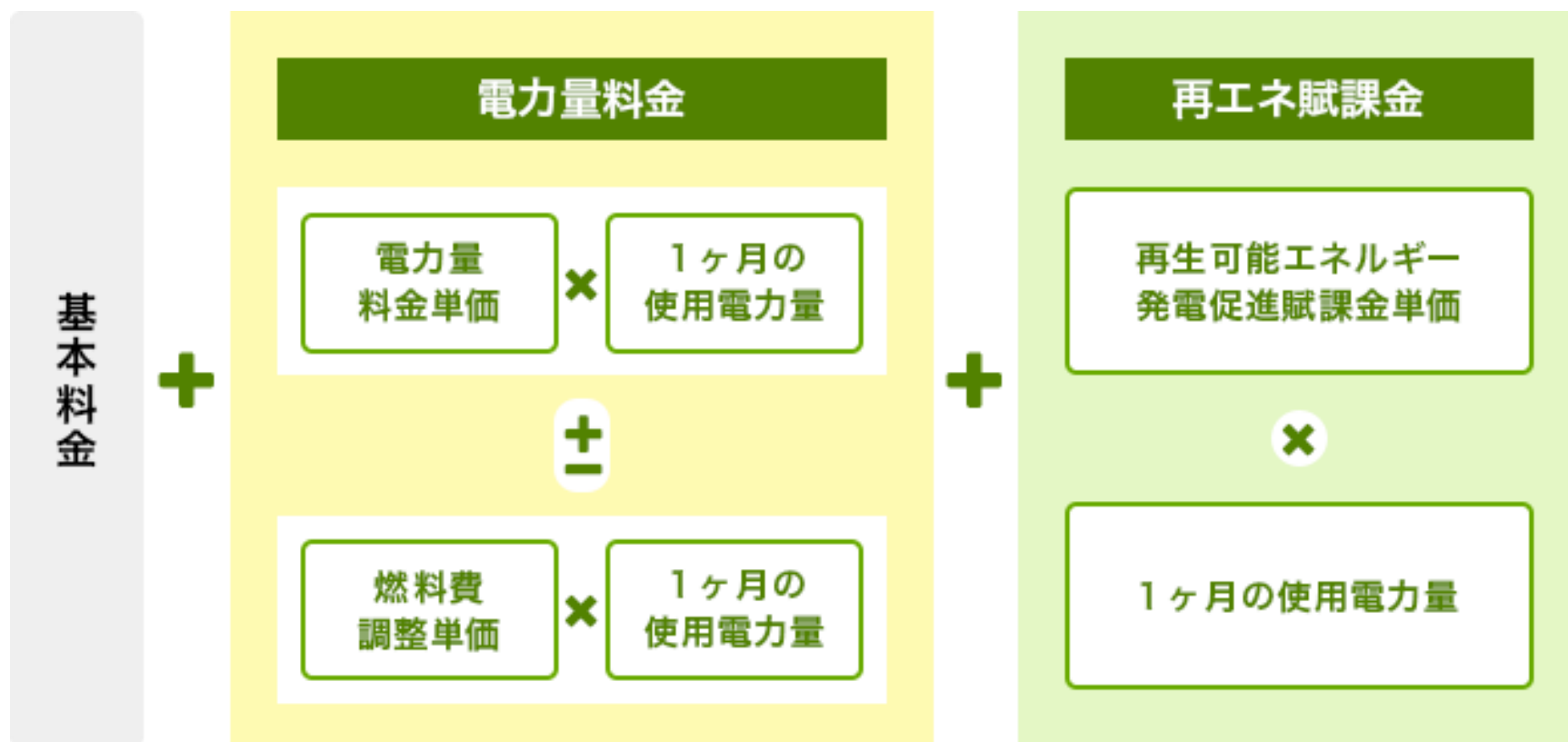
○自由料金



認可等の規制はない

3. 電気料金の設定の仕組み

- 電気料金の内訳は、基本料金に加え、使用した量に応じた料金（従量料金）が電力量料金として加算され、「**燃料費調整**」によって、その従量料金単価が変動する。また、再エネ賦課金も使用した量に応じて課金される仕組み。
- 経過措置規制料金については、制度上、燃料費調整単価は、基準平均燃料価格の1.5倍を上限として設定している。



4. 経過措置規制料金の認可プロセス

- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第1項に基づき、電力会社から経過措置料金改定の認可申請が提出された場合、経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行い、同委員会にて審査が行われる。
- また、広く一般から意見を聴取する公聴会（電気事業法等の一部を改正する法律附則第22条）等を行った上で認可を行う。

経過措置規制料金の認可プロセスの全体像

